

# 光熱費や資材費の価格高騰の影響を受けている村内事業者を支援します。

## 令和6年度下條村事業者物価高騰対策支援事業

### ①交付対象者

- ・ 村内に住所を有し、村内で事業を展開する法人及び個人事業者  
(**農家**も対象になります。)
- ・ 直近1年の売上金額または販売金額(家事消費、雑収入は含まない)が36万円以上の法人
- ・ 令和5年、令和6年の売上金額または販売金額(家事消費、雑収入は含まない)が36万円以上の個人事業者

### ③支援金額

- ・ 村内に勤務する従業員数に応じて支援金を交付します。  
但し、令和6年12月1日現在の従業員数とします。  
※『従業員』の判断が難しい場合は役場振興課経済係へご相談ください。
- ・ 支援金額の算出方法は下記表のとおりです。

従業員数	支援金額
1人	一律 30,000円
2~3人	一律 50,000円
4~5人	一律 60,000円
6~7人	一律 80,000円
8~10人	一律 100,000円
11人以上	従業員数×10,000円 ※上限100万円とする

### ④申請期間

- ・ 令和7年1月15日~**令和7年2月28日**まで

### ⑤申請に必要な書類

- ・ 下條村事業者物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)
- ・ 令和5年または6年分の確定申告書及び収支内訳書、青色申告決算書等の写し  
法人については直近の決算書
- ・ 従業員数が確認できる書類 ※個人事業者は不要
- ・ 下條村事業者物価高騰対策支援金請求書(様式第3号)

○ 交付申請書及び請求書は村または商工会ホームページからダウンロードしていただくか役場振興課または商工会でお受け取りください。

○ 申請書類は、役場振興課へ提出してください。

○ ご不明な点などございましたら、役場振興課経済係へお問い合わせください。

下條村役場振興課経済係 Tel: 0260-27-2311

# 下條村事業者物価高騰対策支援金交付要綱

令和6年12月26日

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、国際情勢の激変等で電気・ガス・燃料費などの光熱費と資材費が高騰したことにより影響を受ける村内事業者を支援することを目的とし、下條村事業者物価高騰対策支援金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (交付対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する事業者とする。

- (1) 村内に住所を有する個人事業者及び村内に本店又は支店の法人登記を有する法人
- (2) 直近1年の売上金額または販売金額（家事消費、雑収入は含まない）が36万円以上である法人及び令和5年または令和6年の売上金額または販売金額（家事消費、雑収入は含まない）が36万円以上である個人事業者
- (3) 村が賦課する村税・国保税・使用料等の滞納が無い事業者

## (支援金額)

第3条 前条の規定を満たす事業者に対し、村内に勤務する従業員数に応じて支援金を交付する。但し、従業員とする者は令和6年12月1日現在の正規雇用者、専従者給与を受けている者、雇用保険対象者又は6ヶ月以上の雇用契約者及び雇用主並びに会社役員等で村内において実質事業に従事している者とする。

2 支援金額の算出方法は次のとおりとする。

従業員数	支援金額
1人	一律 30,000円
2～3人	一律 50,000円
4～5人	一律 60,000円
6～7人	一律 80,000円
8～10人	一律 100,000円
11人以上	従業員数×10,000円 ※上限100万円とする

## (交付申請)

第4条 支援金の交付申請は第2条に該当する個人事業者または法人の代表者が、下條村事業者物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、村長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、令和7年1月15日から令和7年2月28日までに行わなければならない。

## (交付の決定及び支援金の支払)

第5条 村長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、支援金の交付を決定するものとする。

2 交付決定通知は、支援金の支払をもって代えるものとし、交付しないことを決定したときは下條村事業者物価高騰対策支援金不交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の手段により支援金を受けた者があると認めるときは、その者から支援金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年1月6日から適用する。

下條村事業者物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

下條村長 金田憲治 様

申請者（住所）

（氏名） ⑩

（日中に連絡可能な電話番号 \_\_\_\_\_）

下條村事業者物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1. 従業員数

要綱第3条に規定する令和6年12月1日現在の従業員数

\_\_\_\_\_人

従業員数	支援金額	該当箇所に○印
1人	一律 30,000円	
2～3人	一律 50,000円	
4～5人	一律 60,000円	
6～7人	一律 80,000円	
8～10人	一律 100,000円	
11人以上	従業員数×10,000円 ※上限100万円とする	

2. 補助金額（上限100万円） \_\_\_\_\_円

3. 添付書類

- 令和5年または令和6年分の確定申告書及び収支内訳書、青色申告決算書等の写し
- 従業員数が確認できる書類 ※個人事業者は不要
- 下條村事業者物価高騰対策支援金請求書（様式第3号）

4. その他

- ・申請期間は令和7年1月15日から令和7年2月28日までです。

以下事項に同意します。

1. 支援支給要件を確認するため、住民基本台帳、行政資料等を確認すること。
2. 支援支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還します。

下條村事業者物価高騰対策支援金請求書

令和 年 月 日

下條村長 金田憲治 様

申請者 (住所)

(氏名)

印

下條村事業者物価高騰対策支援金を下記のとおり交付してください。

記

1. 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 補助金振込口座

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	フリガナ 口座名義
1.銀行 3.農協 2.金庫 4.信組	本・支店 本・支所	1普通 2当座		

  

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※6桁目がある場合)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	フリガナ 口座名義
ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードの記号番号をお書きください。	1         0 ※		

※はがき郵送での支払通知書がご不要な方は、下記にチェックをしてください。

不要

